7．第六面関係

① 第六面は、第三面の【6．建築物の用途】の欄で「複合建築物」を選択した場合のみ記載して下さい。

② 【2．住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【7．工事種別】の欄の工事種別に応じ、住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。

③ 【2．住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、令第4条第1項に規定する床面積をいいます。

④ 【3．基準省令附則第2条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物が「地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより基準省令第1条第1項第2号イに適合させることが困難」であると認定を受けた所管行政庁の名称を記載してください。

⑤ 【4．基準省令附則第4条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。

⑥ 【5．住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

⑴ 「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「ＢＥＩ」、「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「ＢＥＩ」については、住宅部分全体での数値を記載してください。「ＢＥＩ」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載し、「共用部分の基準一次エネルギー消費量」及び「共用部分の設計一次エネルギー消費量」を記載してください。

⑵ この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

ｉ）ＢＥＩ　設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。

ⅱ）一次エネルギー消費量に関する仕様基準　基準省令第1条第1項第2号ロ⑵に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。

⑦ 第六面は、確認申請等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

8．第七面関係

① 第七面は、第三面の【6．建築物の用途】の欄で「複合建築物」を選択した場合に、住戸ごとに作成してください。

② 住戸の階数が二以上である場合には、【3．専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。

③ 【4．住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

⑴ 「1．外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ⑴の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。